

令和02年(コ)第1号

〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町2-7

第6東ビル901

高野隆法律事務所

対象弁護士

高野 隆

決 定 書

本会は、上記対象弁護士に対する懲戒請求事件につき、次のとおり決定する。

主 文

会員 高野 隆 君 (登録番号 18057) を懲戒しない。

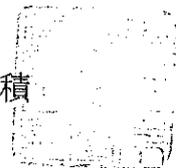
理 由

本件懲戒請求について綱紀委員会の調査を求めたところ、同委員会が別紙のとおり議決したので、主文のとおり決定する。

令和3年6月14日

第二東京弁護士会

会 長 神 田 安 積



令和2年(コ)第1号

議 決 書

懲戒請求者 永 沢 真 平

同代理人弁護士 太 田 真 也

〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町2-7

第6東ビル901

高野隆法律事務所

対象弁護士 高 野 隆

(登録番号18057)

同代理人弁護士 趙 誠 峰

同 宮 村 啓 太

同 坂 根 真 也

同 水 橋 孝 徳

同 井 桁 大 介

同 小 松 圭 介

主 文

対象弁護士につき、懲戒委員会に事案の審査を求めないことを相当とする。

理 由

本事案は、調査した結果、後記のとおり懲戒事由が認められないと判断した。以下、詳論する。

第1 事案の概要

本件は、対象弁護士が弁護人を務めていた金融証券取引法違反被告事件（平成30年特（わ）第3350号，平成31年同第15号）及び会社法違反被告事件（平成31年特（わ）第14号，同第992号）のカルロス ゴーン ビンジャラ被告人（以下「ゴーン被告人」という。）について、当初は、対象弁護士が管理監督義務を懈怠してゴーン被告人をレバノンに出国させたこと及び対象弁護士のブログで被告人の逃走を肯定する発言をした行為が重大な非行に該当するとして懲戒請求がなされ（懲戒請求事由1）、さらに本手続の中で対象弁護士が裁判所に対し虚偽で実現可能性のない保釈条件について提案し、裁判所を誤信させて保釈決定を得たことが明らかになったとして、当該行為が品位を失うべき非行に該当する（懲戒請求事由2）として懲戒請求事由が追加された事案である。

第2 前提となる事実

- 1 ゴーン被告人は、平成30年特（わ）第3350号事件について、平成30年11月21日付勾留決定の後、公訴提起がなされ、次いで平成31年同第14号及び同第15号事件についても、平成30年12月23日付勾留決定の後、公訴提起がなされていた（乙1）。
- 2 平成31年2月28日、ゴーン被告人の弁護人ら（以下「対象弁護士ら」という。）は主任弁護人河津博史の名で東京地方裁判所（以下「東京地裁」という。）に対し、金融商品取引法違反被告事件（平成30年特（わ）第3350号事件，平成31年同第15号事件）及び会社法違反被告事件（平成31年特（わ）第14号事件）に関し、保釈請求を行った。保釈請求書においては、保釈された場合における保釈制限住居や平日の滞在場所に関する事など9項目にわたる保釈条件についての具体的提案内容に加え、第10項目として「その他、ゴー

ン氏は、主任弁護士河津博史弁護士、弁護士弘中惇一郎弁護士、弁護士高野隆弁護士その他の弁護人の指導監督に全面的に服する。」とされていた。

- 3 平成31年3月5日、東京地裁は、金融商品取引法違反被告事件については保釈保証金額2億円として15項目にのぼる指定条件を定め、会社法違反被告事件については保釈保証金額8億円として15項目にのぼる指定条件を定め、うえでゴーン被告人の保釈を許可する決定を行った（乙1）。
- 4 その後、ゴーン被告人は、会社法違反被告事件（平成31年特（わ）第992号）について、平成31年4月5日付勾留決定の後、公訴提起がなされた（乙2）。
- 5 平成31年4月22日、対象弁護士らは東京地裁に対し保釈請求を行い（甲7）、同裁判所は同月25日、保釈保証金額5億円として15項目にのぼる指定条件を定め、うえでゴーン被告人の保釈を許可する決定を行った（乙2）。
- 6 令和元年12月29日、ゴーン被告人は保釈条件に反し、航空機を利用して日本を密出国した。
- 7 令和2年1月4日、対象弁護士は、「彼が見たもの」と題する記事を対象弁護士自身のブログに掲載した（甲3）。

同ブログ記事では、「私はいまレバノンにいる。もう日本の八百長司法制度の人質ではない」として日本の司法制度を批判するゴーン被告人の声明文が紹介されるとともに、ゴーン被告人が東京拘置所に勾留されていたときから令和元年12月24日に対象弁護士の立会いのもとで行われたゴーン被告人と被告人の妻とのビデオ面会のときまでのゴーン被告人の様子や対象弁護士とのやりとりが紹介され、とりわけゴーン被告人の妻との接触禁止という国際人権規約に違反するとして批判されている保釈条件が解除されないことに絶望を感じていたとされている。

そして、対象弁護士は、大晦日の夜にゴーン被告人が密出国したことを知って、「まず激しい怒りの感情がこみ上げた。裏切られたという思いである。」と

の文言に続けて「しかし、彼がこの国の司法によって扱われてきたことを思い返すと、怒りの感情は別の方向へ向かった。実際のところ、私の中ではまだ何一つ整理できていない。が、一つだけ言えるのは、彼がこの1年あまりの間に見てきた日本の司法とそれを取り巻く環境を考えると、この密出国を『暴挙』『裏切り』『犯罪』と言って全否定することはできないということである。彼と同じことをできる被告人はほとんどいないだろう。しかし、彼と同じ財力、人脈そして行動力がある人が同じ経験をしたなら、同じことをしようとする、少なくともそれを考えるだろうことは想像に難くない。」と述べ、さらに行を改めて「それは、しかし、言うまでもなく、この国で刑事司法に携わることを生業としている私にとっては、自己否定的な考えである。寂しく残念な結論である。もっと違う結論があるべきである。」と述べ、「確かに私は裏切られた。しかし、裏切ったのはカルロス・ゴーンではない。」と結んでいる。

第3 懲戒請求事由の要旨

1 懲戒請求事由1

対象弁護士が、ゴーン被告人を管理監督する立場にありながら管理監督義務を怠り同被告人を出国させたこと、同被告人を逃亡させないという保釈条件がありながら結果的に同被告人の逃亡を許してしまったこと、自身のブログで同被告人の逃走をある面では肯定する発言（令和2年1月4日 甲3）をした行為は、重大な非行に該当する。

対象弁護士らは、平成31年2月28日付「保釈請求書」（甲7）において、「その他、ゴーン氏は、主任弁護士河津博史弁護士、弁護士弘中惇一郎弁護士、弁護士高野隆弁護士その他の弁護士の指導監督に全面的に服する。」と裁判所に提案しており、「指導監督」と「管理監督」は同様の意味であるから、対象弁護士が被告人を管理監督する立場にあったことは明らかである。

2 懲戒請求事由2

対象弁護士が、被告人を管理監督するつもりなど一切ないにもかかわらず、弁護人らの「指導監督に全面的に服する」という虚偽で実現性のない保釈条件を提案し、裁判所を誤信させて保釈決定を得た行為は、品位を失うべき非行に該当する。

第4 対象弁護士の弁明の要旨

1 懲戒請求事由1について

(1) 弁護人は被告人を管理監督する者ではない

弁護人には保釈中であれ身体拘束中であれ、依頼人である被告人の行動を「管理監督」する義務などないし、そうしたことを行う権限もない。

刑事事件の訴追を受けている被疑者・被告人の弁護を依頼された弁護士(弁護人)の最大の任務は、依頼者である被疑者・被告人に保障された防御権を「擁護するため、最善の弁護活動」をすることである(弁護士職務基本規程46条)。

そのために、弁護人は被告人の「身体拘束からの解放」のための努力をする義務を負っているのである(同規程47条)。弁護人が、依頼人のために、身体拘束の正当性のないことを主張し立証して、裁判官に依頼人を解放するように説得する活動を行うことを十分に保障されていないならば、憲法34条(抑留・拘禁に対する保障)及び37条3項(刑事被告人の諸権利)の規定は形骸化するであろう。

保釈請求書における「指導監督」の意味は、その文脈からも明らかなように、依頼人であるゴーン被告人が保釈条件を適切に遵守できるように指導し、監督するということであり、それ以上の意味ではありえない。

対象弁護士はゴーン被告人に対する指導や監督を怠ったことなどまったくなく、結果として被告人が保釈条件に違反したからといってその責任が弁護人にあるということにならないことは言うまでもない。

(2) 「弁護人が被告人を逃走させないこと」という保釈条件は存在しない

懲戒請求者は、対象弁護士がゴーン被告人を逃走させないことが東京地裁の保釈条件となっているとするが、そのような保釈条件は存在しない。保釈条件で弁護人が行うべきこととして求められているのは、①ゴーン被告人宅に設置された監視カメラに保存された画像データを1ヶ月に1回裁判所に提出すること、②ゴーン被告人の携帯電話の通話履歴明細及びインターネットのログ記録を1ヶ月に1回裁判所に提出すること、③ゴーン被告人が第三者と面会した記録を1ヶ月に1回裁判所に提出することである（乙1, 2）。

対象弁護士らは弁護人に課せられた条件を厳格に遵守した。

(3) ブログの記載は不適切なものではない

ブログの中では、ゴーン被告人が密出国した事実を知って衝撃を受けたこと、その動機としてわが国の非人道的と言われても反論できない「人質司法」の現実や極限的にまで停滞し、迅速な裁判を受ける被告人の権利を侵害している訴訟進行の現実があるのではないかという意見を述べた。そして、ゴーン被告人が感じた絶望には共感できる部分があると告白した（甲3）。こうした発言には十分な事実上の根拠がある。そして、これらのどこにも違法行為を肯定したり、助長したりする要素はない。

2 懲戒請求事由2について

弁護人には保釈中であれば身体拘束中であれば、依頼人である被告人の行動を「管理監督」する義務などないし、そうしたことを行う権限もない。弁護人は依頼人の親でも教師でもなく、身元引受人でもないのであり、そうした地位に弁護人をおくことは刑事被告人の弁護人の援助を受ける権利を侵害する。

上述のとおり保釈請求書における「指導監督」の意味は、その文脈からも明らかかなように、依頼人であるゴーン被告人が保釈条件を適切に遵守できるように指導し、監督するということであり、それ以上の意味ではありえない。

対象弁護士は、保釈条件遵守のために「指導監督」をすることを裁判所に誓

約した弁護人として、その誓約に沿って努力をしたものである。

第5 証拠

別紙証拠目録記載のとおり。

第6 当委員会の判断

1 懲戒請求事由1について

(1) 被告人に対する指導監督について

刑事弁護において弁護士は、被疑者及び被告人の防御権が保障されていることに鑑み、その権利及び利益を擁護するため、最善の弁護活動に努める責務がある（弁護士職務基本規程46条）。そして、弁護士は、身体拘束を受けている被疑者及び被告人について、身体拘束からの解放に努力する義務を負っている（同規程47条）。

対象弁護士らが、ゴーン被告人の身体拘束からの解放のために、平成31年2月28日付の保釈請求書（甲7）において、東京地裁に対し、9項目にわたる保釈条件を提案し、第10項目として保釈条件遵守のためにゴーン被告人が主任弁護人らの「指導監督」に全面的に服することを誓約したのも、上記責務・義務にかなうものである。

そして、対象弁護士は再度の保釈後を含めてゴーン被告人に対する指導や監督を怠ったことはないと弁明しており、対象弁護士が指導監督を怠っていたことを裏付ける事実も証拠上認められない。

なお、東京地裁も平成31年4月25日付で再度の保釈決定をする際の保釈許可決定書（乙2 平成31年特（わ）第992号）において、同年3月5日保釈後の主任弁護人らによる指導監督が徹底していると評価している。

(2) 弁護人に課せられた保釈条件について

懲戒請求者は、対象弁護士が被告人を逃亡させないという保釈条件に反し

たと主張するが、対象弁護士が弁明するように保釈決定においては「被告人を逃亡させないこと」という保釈条件はそもそも存在しない。上記決定書(乙2)の保釈条件(指定条件)第3項の「逃げ隠れしたり、証拠隠滅行為と思われるような行為をしてはならない。」、第5項の「海外渡航をしてはならない。」という条件は、当然のことながら対象弁護士ではなく被告人に対して課せられたものである。

対象弁護士は弁護人に課せられた条件は厳格に遵守したと弁明しており、対象弁護士が弁護人に課せられた保釈条件に反していたことを裏付ける事実も証拠上認められないので、結果として被告人が保釈条件に反して密出国したからといってその責任を負わないのは当然である。

(3) ブログでの発言について

また、懲戒請求者は対象弁護士が自身のブログでゴーン被告人の逃走をある面では肯定する発言をした行為が重大な非行に該当するとしているので、その点について検討する。

対象弁護士は、ブログでゴーン被告人が感じた絶望には共感できる部分はあると告白したものの、ブログの発言のどこにも違法行為を肯定したり、助長する要素はないと弁明しているが、ブログにおいては「彼(ゴーン被告人)がこの1年あまりの間に見てきた日本の司法とそれを取り巻く環境を考えると、この密出国を『暴挙』『裏切り』『犯罪』と言って全否定することはできない」、「彼と同じ財力、人脈そして行動力がある人が同じ経験をしたなら、同じことをしようとする、少なくともそれを考えるだろうことは想像に難くない。」としてゴーン被告人の逃走を全否定できないとしており、ある面では肯定しているようにもみえる。

しかしながら、ブログではそれに続けて「それは、しかし、言うまでもなく、この国で刑事司法に携わることを生業としている私にとっては、自己否定的な考えである。寂しく残念な結論である。もっと違う結論があるべきで

ある。」としており、「人質司法」というべき勾留・保釈の運用が過去数十年以上にわたり、国内外から批判を受け続けながら、今日まで本質的な改善が行われていない現実についての見解を表明しているものであり、全体としては違法行為を肯定し、助長する発言ではないといえることができる。

したがって、対象弁護士が自身のブログで上記発言をした行為が重大な非行に該当するとまでは認められない。

2 懲戒請求事由2について

懲戒請求者は、ゴーン被告人が弁護人らの「指導監督に全面的に服する」という虚偽で実現可能性のない保釈条件を提案して裁判所を誤信させたと主張している。

しかしながら、対象弁護士らが東京地裁に対して提案した保釈条件は、ゴーン被告人の保釈制限住居を渋谷区内の賃貸物件とすること、制限住居の玄関には24時間作動する監視カメラを設置することなど（甲7）いずれも具体的に実行可能なものである。

そして、対象弁護士は、保釈請求書における「指導監督」の意味は、ゴーン被告人が保釈条件を適切に遵守できるように指導し、監督するということであるとし、保釈条件遵守のために「指導監督」をすることを裁判所に誓約した弁護人として再保釈後を含めてその誓約に沿って努力をしたと弁明しており、上述のとおり再度の保釈決定に際し裁判所も主任弁護人らによる指導監督が徹底していると評価している。

さらに、ゴーン被告人は、保釈請求に際し対象弁護士らに対して裁判所に提案した保釈条件に厳格に従うことを誓約しており（甲7）、本件においてゴーン被告人が航空機の貨物に紛れて密出国することなどもとより想定できることではなかったことは明らかである。

したがって、懲戒請求事由2には理由がない。

3 結論

以上のとおり，対象弁護士には弁護士としての品位を失うべき非行があると認められないので主文のとおり議決する。

令和3年5月17日

第二東京弁護士会綱紀委員会第1部会

部会長

岩下 圭一



【別紙】

証 拠 目 録

1 懲戒請求者

懲戒請求書

反論書

反論書面（2）

反論書面（3）

反論書面（4）

甲1 ブログ記事（2020年1月4日付）

甲2 インターネット記事（同年3月28日付）

甲3 ブログ記事（甲1と同内容のものを同年7月2日プリントアウトしたもの）

甲4 ブログ記事（同年2月4日付）

甲5 懲戒請求書

甲6 訴状

甲7 [資料]保釈請求書1（季刊刑事弁護100号）

2 対象弁護士

弁明書

弁明補充書

弁明補充書（2）

弁明補充書（3）

乙1の1 保釈許可決定書（平成30年特（わ）第3350号事件）

乙1の2 保釈許可決定書（平成31年特（わ）第14号事件）

乙2 保釈許可決定書（平成31年特（わ）第992号事件）

3 当委員会

丙1 調査報告書

これは議決書の謄本である

2021年（令和3年）6月29日

第二東京弁護士会

事務局長 藤田 充宏

